

奈良県告示第九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十八年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ながやま皮膚科	橿原市白橿町二丁目二二二番 一三階	平成二十八年五月十六日
あじさい薬局	吉野郡大淀町大字福神一〇―三	平成二十八年四月一日
天理市立休日応急診療 所	天理市富堂町三〇〇番地一一	平成二十八年四月一日